

千葉市土砂運搬適正化対策要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、土地開発の活性化に伴い土砂の運搬による生活環境の悪化、交通事故の発生等住民の被害が増加していることに鑑み、千葉市、千葉県、千葉県警察本部、千葉運輸支局が一体となって土砂の運搬を適正化するための措置を講ずることにより、土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命および身体の安全を図り、もって市民の福祉の維持及び増進に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 土砂 土及び砂利(砂及び玉石を含む。)をいう。
- (2) 土砂の運搬 自動車により盛土、埋戻し土又は骨材の用に供する土砂を運搬することをいう。
- (3) 生活障害等 土砂運搬による騒音、振動及び粉塵の発生、交通の危険の増大等によって生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接に関係のある動植物及びその生活環境を含む。)が損なわれ、又は土砂の運搬により道路、橋梁その他の公共物件等が損傷され、公共の福祉に反する事態が生じることをいう。
- (4) 施行主体 建設事業(宅地開発事業を含む。以下同じ。)の施行主体をいう。
- (5) 土砂運搬事業者は、次のものをいう。
 - ア 施行主体で自ら当該工事に係る土砂の運搬を行う者
 - イ 施行主体から直接、土砂の運搬を伴う工事を受注して事業として施行する者
 - ウ 施行主体から直接、土砂の運搬を受注して事業として運搬する者

(施行主体の事前協議等)

第3条 市長は、本市域内で大量の土砂の運搬を伴う建設事業を施行しようとする施行主体に対し、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について書面又は図面により協議させるものとする。

- (1) 土砂運搬事業者
- (2) 運搬土砂量及び土砂採取場
- (3) 運搬期間
- (4) 運搬経路
- (5) 路線別の月別運搬台数及び日最大運搬台数
- (6) 運行時間
- (7) 過積載、粉じん発生、無謀運転、踏切事故等の防止の方法

- (8) 道路及び道路の付属物の維持及び補修、交通安全施設の整備等の方法
 - (9) 交通監視員及び道路清掃員の人員及び配置
 - (10) その他の生活障害等及び交通事故の防止の方法
 - (11) 前各号に掲げる事項を確実に履行し、又は土砂運搬事業者に履行させるための措置
- 2 市長は、施行主体に対し、前項に規定する協議が整うまでは、当該建設事業に係る土砂の運搬に着手しないよう指導するものとする。
- 3 第1項の場合において、市長は、当該事業に伴う土砂の運搬の量が5,000立方メートル未満であるときは、その協議を省略させることができるものとする。
- 4 第1項に規定する協議に係る書面又は図面の提出部数は、正本1通及び各関係機関への送付部数とする。
- 5 第1項に規定する協議に係る書面又は図面は、当該土砂の運搬が本市域内のみで行われるときは市長(土木管理課長)に提出させるものとし、本市域内と千葉県土木事務所の所管区域内で行われる場合で、当該建設事業の施行地区が本市域内のときは市長(土木管理課長)に、それ以外のときは、当該施行地区を所管する千葉県土木事務所の長に提出させるものとする。
- 6 宅地課長は、都市計画法その他法令の規定により施行主体から宅地開発事業に係る開発行為の許可の申請等を受付した場合において、当該事業に伴う土砂の運搬の量が5,000立方メートル以上であるとき、又は当該事業に伴う土砂の運搬によって生活障害等若しくは交通事故が発生するおそれが大いとい認められるときは、当該事業主体に対し、第1項に規定する協議をするよう指導するものとする。
- 7 市長は、現に大量の土砂の運搬を伴う建設事業を施行している施行主体に対し、当該土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体の安全を図るため特に必要があると認めるときは、第1項に規定する協議をさせるものとする。

(土砂運搬事業者の運搬計画の届出)

- 第4条 市長は、土砂の運搬を行おうとする土砂の運搬事業者に対し、土砂の運搬を行おうとする日の30日前までに当該運搬計画を様式第1号により届け出させるものとする。
- ただし、災害その他非常の事態の発生により土砂の運搬を緊急に行う必要があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において、市長は、当該運搬計画に係る土砂の数量が5,000立方メートル未満であるとき、又は当該土砂の運搬が第3条第1項の協議に係るものであるため重ねて運搬計画を届けださせる必要がないと認められるときは、その届出を省略させることができる。
- 3 第1項のただし書きの場合において、市長は、当該土砂運搬事業者に対し、すみやかに、当該運搬計画を様式第1号により届け出させるものとする。
- 4 運搬計画の届出には、土砂採取場から当該土砂を使用する場所(一時貯留する場所を含む。)にいたるまでの運搬路線を示す図面、その他市長が必要と認める書類(別添「添付書類一覧」

参照)を添付させるものとする。

- 5 市長は、土砂運搬事業者が届出にかかる運搬計画を変更しようとするときは、当該運搬事業者に対し、すみやかに、その旨を様式第2号により届け出させるものとする。ただし、軽微な変更をしようとするときは、その届出を省略させることができるものとする。
- 6 市長は、土砂運搬事業者が運搬計画の届出に係る土砂の運搬を完了し、又は廃止したときは、その日から7日以内にその旨を様式第3号により届け出させるものとする。
- 7 運搬計画(変更に係るものを含む。以下同じ。)の届出又は廃止の届出に係る書類(以下事項において「届出に係る書類」という。)の提出部数は、正本1通及び各関係機関への送付部数とする。
- 8 届出に係る書類は、当該運搬が本市域内のみで行われるときは市長(土木管理課長)に提出させるものとし、本市域内と千葉県土木事務所の所管区域内で行われる場合で、当該建設事業の施行地区が本市域内のときは土木管理課長に、それ以外のときは、当該施行地区を所管する千葉県土木事務所の長に提出させるものとする。
- 9 市長は、現に土砂の運搬を行っている土砂運搬事業に対し、当該土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体の安全を図るため特に必要があると認めるときは、第1項に規定する届出をさせるものとする。

(届出等の審査及び調整)

- 第5条 土木管理課長は、第3条に規定する協議又は第4条に規定する運搬計画の届出(以下「届出等」という。)があったときは、必要に応じ、当該運搬経路にかかる千葉県地域振興事務所の長、千葉県土木事務所の長、警察署長及び他の市町村長並びに地域安全課長、環境規制課長、産業廃棄物指導課長、企業立地課長、環境保全課温暖化対策室長及び所轄の土木事務所管理課長と当該届出等に係る事項を審査し、及び調整するものとする。
- 2 土木管理課長は、届出等に係る土砂の運搬が本市域内と二つ以上の千葉県土木事務所の所管区域内で行われるときは、当該運搬経路に係る本市域外の起(終)点を所管する千葉県土木事務所の長を経由して千葉県県土整備部県土整備政策課長と協議するものとする。

(協定の締結)

第6条 市長は、土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体の安全を図るため特に必要があると認められるときは、届出等をした施行主体又は土砂運搬事業者(以下「関係人」という。)と次の各号に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 施行主体にあつては第3条第1項第1号から第11号までのうち必要と認める事項
- (2) 土砂運搬事業者にあつては様式第1号所載のうち必要と認めるもの
- (3) 関係職員の検査に関する事項
- (4) 関係人の報告義務に関する事項
- (5) 道路、橋梁その他の公共物件を損傷した場合の復旧及び費用負担に関する事項

- (6) その他土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体の安全を図るため
必要な措置に関する事項

2 協定書は、概ね様式第4号及び様式第5号によるものとする。

(監督及び規制の強化)

第7条 千葉運輸支局運輸部門首席運輸企画専門官、千葉県県土整備部県土整備政策課長、千葉県商工労働部産業振興課長、宅地課長、産業廃棄物指導課長、土木事務所管理課長及び土木管理課長は、届出等に係る事項及び第6条に規定する協定に定める事項の確実な実施について監督するほか、関係人に対し、土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び安全を図るため必要な措置を講じさせるものとする。

2 この要綱に基づき措置を行う関係行政機関と、道路交通法等に基づき交通の規制及び指導取締りを行う警察機関は、相互に密接な連携を図るものとする。

(事業者団体の結成等)

第8条 市長は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)」等の趣旨に照らし、土砂運搬事業者の団体の結成を促進し、土砂運搬事業者及びその団体の健全な育成に努めるものとする。

(土砂運搬対策協議会)

第9条 関係機関の緊密な連絡のもとにこの要綱の的確な実施を図るため、土砂運搬対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体の安全を図るための基本的政策を企画立案すること。
- (2) 土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体の安全を図るための具体的措置を調整し、及び実施すること。
- (3) 届出等に係る事項のうち重要なものを審査し、及び調整すること。

3 協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 千葉運輸支局運輸部門首席運輸企画専門官
- (2) 千葉県県土整備部県土整備政策課長
- (3) “ 商工労働部産業振興課長
- (4) 千葉県警察本部交通部交通総務課長
- (5) “ 交通規制課長
- (6) 千葉市総合政策局総合政策部政策企画課長
- (7) “ 市民局市民自治推進部地域安全課長

- (8) " 環境局資源循環部産業廃棄物指導課長
- (9) " 環境局環境保全部環境規制課長
- (10) " 環境局環境保全部環境保全課温暖化対策室長
- (11) " 経済農政局経済部企業立地課長
- (12) " 都市局建築部宅地課長
- (13) " 建設局土木部路政課長
- (14) " 建設局土木部土木事務所管理課長
- (15) " 建設局道路部道路建設課長
- (16) " 建設局土木部土木管理課長

4 協議会には必要に応じ、土砂運搬事業者等の団体の代表者等を参加させることができる。

5 協議会は、事案に応じ、第3項に掲げる者の一部をもって開くことができる。

6 協議会は、土木管理課長が主催し、庶務は土木管理課が行なう。

(指導上の配慮)

第10条 この要綱に基づく指導は、土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体を安全を図るため相当と認められる限度で行なうものとし、かつ、これによって関係人の事業活動を不当に制約することのないよう配慮するものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行前に千葉県土砂運搬適正化対策要綱(昭和46年10月1日施行)第3条の規定に基づきなされた協議又は第4条の規定に基づきなされた届出については、この要綱の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。